

- 2014/01/31 [第二次制憲議會招集](#)
- 2014/01/26 [「戦後レジームからの脱却」の象徴的行為としての靖国参拝と非人道性の烙印](#)
- 2014/01/23 [制憲議會選挙 2013\(32\): 投票](#)
- 2014/01/22 [ケネディ大使, ジュゴン保護を!](#)
- 2014/01/20 [イルカ漁非難, その反キリスト教的含意と政治的戦略性](#)
- 2014/01/19 [特別秘密保護法と一老人の繰り言](#)
- 2014/01/18 [制憲議會選挙 2013\(31\): 被選挙権](#)
- 2014/01/15 [制憲議會選挙 2013\(30\): 制憲議會議員選挙令 2070 年](#)
- 2014/01/10 [必見! 放医研啓発ビデオ](#)
- 2014/01/07 [制憲議會選挙 2013\(28\): 反対投票の権利](#)
- 2014/01/02 [制憲議會選挙 2013\(27\): コネとエゴの比例制](#)

## 第二次制憲議會招集

ネパールメディアからしばらく目を離していたら、第二次「制憲議會」が招集され、「立法議會」も開会されていた。ネパール政治は変化が速く、後追いだけでも大変だ。

制憲議會 ([संविधान सभा](#)) は、2007 年暫定憲法第 69 条(1)によれば、選管の選挙結果確定発表後 21 日以内に、首相が招集することになっている。ところが、制憲議會の新憲法制定以外の立法を任務とする立法議會 ([व्यवस्थापिका-संसद](#)) の方は、暫定憲法第 51 条(1)により、大統領が招集することになっている。制憲議會と立法議會は同一議會の 2 側面にすぎないのに、招集者は別。規定からしてややこしい。

それもあって、制憲議會を誰が招集するかで、早速大もめ。レグミ大臣會議議長(選挙管理内閣議長) に対しては批判が多く、招集者はヤダブ大統領にすべきだとか、新たに大統領と首相を選出し、その上で、新首相が招集すべきだとか、大混乱となり、最高裁への提訴も行われた。

この最高裁提訴がどうなったのかは分からないが、結局、制憲議會は、憲法第 69 条(1)の規定通りレグミ議長が 1 月 11 日付けで招集し、初の本會議が 1 月 22 日午後 3 時に開会された。しかし、この初會議は 17 分後に閉会となり、実質的な審議は何もなかった。特に問題とされているのが、前回制憲議會を今回制憲議會が継承するかどうかを決めなかったこと。主要諸政党は 1 年以内の新憲法

制定を公約しているが、ゼロからの再出発では、その公約を守るのは難しいのではないかと懸念されている。

この制憲議会開会に先立ち、1月20日、大統領の前で最長老のSB・タパ議員(RPP)が就任宣誓をし、翌21日には、タパ議員の下で他の565議員が就任宣誓を行った(内閣指名26, 補欠選挙4, 欠席5は未宣誓)。ここで興味深いのは、宣誓用語。ネパール語以外に、次の11言語が用いられた(Republica, 22-23 Jan)。

マイティリ 13, ヒンディ 11, アワディ 5, ネワール 3, マガール 3, リンブー 2, グルン 2, タルー 2, ボジプリ 1, キラント/ライ 1, マデシ 1

一方、制憲議会のもう一つの在り方である立法議会の方は、ヤダブ大統領が1月19日付けで招集し、26日に初本会議が開かれた。しかし、制憲議会・立法議会は、内閣指名制26, 2選挙区当選による欠員4がまだ未充足のため不完全である。このうちの内閣指名制は、建前としては、有識者選出や議席をえられなかった諸勢力の公平な代表のためだが、実際には、有力者間の取り引き材料となっており、不透明感がぬぐえない。

こうしたことから、制憲議会の全議員がそろうのは、まだもう少し先のことになりそうである。

谷川昌幸(C)

2014/01/31 21:18

カテゴリ: [選挙](#), [議会](#), [憲法](#)

タグ: [立法議会](#), [公用語](#), [制憲議会](#), [宣誓](#), [招集](#)

## 「戦後レジームからの脱却」の象徴的行為としての靖国参拝と

### 非人道性の烙印

安倍首相の靖国参拝は、日本人に「非人道性」の烙印(stigma)を押しつけるための格好の口実とされている。イルカ漁の「非人道性」非難には何の根拠もないが、靖国参拝の方はそうされても仕方ない行為であり、日本国益を大きく損ないつつある。(参照：[イルカ漁非難、その反キリスト教的含意と政治的戦略性／ケネディ大使、ジュゴン保護を！](#))

#### 1. 「戦後レジームからの脱却」と靖国参拝

安倍首相の靖国参拝は、彼の唱える「戦後レジームからの脱却」を精神的およ

び政治的に象徴する行為といってもよい。「戦後レジーム」は、英語帝国主義にこびた卑屈な表現だが、正しい日本語で表現すれば、「戦後体制」ないし「日本国憲法体制」のこと。靖国参拝は、その「戦後レジーム」の転覆に向け国民世論を動員することを目的とし、それが恒常化し、さらには天皇の靖国参拝が実現すれば、その時、「戦後レジーム」は事実上終焉を迎えたとみなすべきであろう。

### 【参照】安倍晋三「憲法改正」（2009年06月12日）

私は平成19年1月の内閣総理大臣施政方針演説で「戦後レジーム」からの脱却を宣言しました。……

戦後レジームからの脱却を成し遂げるためには憲法改正が不可欠です。……

まず、憲法の成立過程に大きな問題があります。……

第二は憲法が制定されて60年が経ち、新しい価値観、課題に対応できていないことです。……もちろん第9条では「自衛軍保持」を明記すべきです。……

第三に憲法は国の基本法であり、日本人自らの手で書き上げていくことこそが、新しい時代を切り拓いていくのです。……

これまで憲法改正問題が放置されてきたのは残念ですが、国民投票法の成立によって大きな一歩を踏み出しました。今後も憲法改正に向けて全力で取り組みます。



([http://www.s-](http://www.s-abe.or.jp/constitution_policy)

[abe.or.jp/constitution\\_policy](http://www.s-abe.or.jp/constitution_policy))

## 2. 「非人道的」戦争犯罪

しかし、このような「戦後レジームからの脱却」、とくにその象徴的行為としての靖国参拝は、日本国憲法体制を積極的に評価する内外の多くの人々の目には、日本軍国主義への反省を反故にし、敗戦以前の旧体制への回帰を目指すものと映らざるをえない。

先の「大東亜戦争」において、日本軍が多くの国際人道法（International Humanitarian Law）違反を犯したことは、周知の事実である。そのため、敗戦後、各地の連合軍側軍事裁判所において、日本兵数千人が人道法違反容疑で裁かれ、そのうちの約千人が死刑となった。靖国神社には、彼らの多くが、東京裁判「A級戦犯」と共に、合祀されている。

その靖国神社への首相参拝が、日本軍国主義復活への動きととられ、また人道法違反(戦争犯罪)否認への動きともとられるのは、当然と言えよう。首相が靖国参拝をするたびに、「軍国主義」「非人道性」の烙印が日本国民全体に押しつけられていく。

### 3. ダボスでの挑発発言

安倍首相にも、靖国参拝が、近隣諸国ばかりか世界社会においても非人道的日本軍国主義復活への象徴的行為と受け取られていることは、十分にわかっているであろう。しかし、対外硬（強硬外交）は、旧体制下と同様、現在においても、国民大衆には受けがよい。安倍首相は、大日本帝国時代の対外硬の大失敗から何も学ぼうとはせず、対外硬の甘い誘惑に負け、外から批判されればされるほど、対外硬に傾き、「戦後レジームからの脱却」のための靖国参拝を強行し、正当化しようとするのである。

先日(1月22日)のダボス会議基調講演後の記者会見でも、安倍首相は、靖国参拝について聞かれると、「二度と戦争の惨禍で人々が苦しむことがない世界をつくると不戦の誓いをした」と強弁し正当化した。

しかし、安倍首相のこの説明に、説得力はほとんど無い。現在の日中関係を、あろうことか第一次大戦前の英独関係になぞらえたことともあいまって、日本の好戦性、非人道性を世界に強く印象づける結果となってしまった（朝日1月24-25日）。

### 4. 「美しい国」のアメリカ語隷従

ちなみに、安倍首相はダボス会議基調講演をアメリカ語で行った。”A New Vision from a New Japan.” 一国の元首が、国際会議の公式の場で、母語を捨て、外国語で講演する！

日本は、事実上、いまでも米国の間接支配下にある。イザとなれば、米軍が自衛隊を指揮下に置き、日本に軍政を敷くことは明白だ。ところが、いまやそれに加えて、日本は魂(言霊)すらも放棄し、精神的にも米国に隷従しようとしている。他ならぬ「[美しい国](#)」の首相が、率先して、嬉々として「美国(米国)」にひれ伏しているのだ。

### 5. 歴史修正発言の危険性

安倍首相は、世界社会からは、日本語など商売抜きで断固として守るべきものを守らず、侵略戦争や戦争犯罪(人道法違反)など正当化すべきでも正当化できないものを正当化しようとしている、と見られている。首相の歴史修正発言のたびに、好戦性、非人道性の烙印が日本国民に押されていく。たとえばケネディ大使も、1月21日朝日新聞インタビューで、「首相の決断には失望した」

と明言し、靖国参拝を再確認した。（この会見では、イルカ漁「非人道性」ツイッター発言も再確認された。）

中国は、もちろん、このようなチャンスを見逃しはしない。駐米中国大使は1月10日、「靖国参拝は中国だけでなく、世界への挑戦だ」と述べ、また駐仏中国大使も1月16日、靖国参拝は「ヒトラーの墓に花を供える」ようなものだと非難した(朝日1月24日)。中国らしい荒っぽい極論だが、世界世論に対して説得力があるのは、明らかに中国の方である。靖国参拝が「戦後レジームからの脱却」と結びつけば、そう受け止められても仕方あるまい。

## 6. 小国日本こそ世界世論を味方に

なんたることか！ 超大国中国が世界世論を味方につけようと必死に努力しているのに対し、小国日本は、世界世論を敵に回すことばかりしている。

中国は政治大国であり、広報戦略も巧妙。たとえば、すでに紹介したものだが、下記ネパリタイムズの広告を見よ。制作が中国、ネパールのいずれかは分からないが、広告として実によくできている。（参照：[ネパリタイムズ購読おまけ、中国日報とLEDランタン](#)）



■光をともし賢くなろう／ネパリタイムズの購読で中国日報・LEDランタン無料進呈

日本は小国であり、ますます小国化する宿命にある。その日本にとって、世界世論の共感を得られるような議論を構築し、戦略的に世界社会に訴えかけていくことこそが、とるべき賢明な政策であるといつてよいであろう。

谷川昌幸(C)

カテゴリー: [外交](#), [平和](#), [中国](#)

タグ: [イルカ](#), [ナチス](#), [英語帝国主義](#), [靖国](#), [軍国主義](#), [大東亜戦争](#), [安倍晋三](#), [対外硬](#), [憲法改正](#), [戦後レジーム](#), [戦争犯罪](#), [歴史修正](#), [人道法](#)

## 制憲議会選挙 2013(32) : 投票

投票(मतदान)は、秘密投票(गोप्य मत)により行われる [2007年暫定憲法第63条(6)]。投票できる有権者は、18歳以上で、かつ該当の選挙区(निर्वाचन क्षेत्र)の有権者名簿(मतदाता सूची)に名前が掲載されている者 [制憲議会議員選挙令 2070, 第38条(1), 以下同令による]。

投票は、はじめに小選挙区制、つぎに比例制の順に行う。投票用紙(मतपत्र)の該当箇所に印をつけ、投票箱(मत पेटीका)に投入する。

電子投票(विधुतीय मतदान)も規定されているが [39(5)] , どの程度使用されたかは不明。

障害者(अशक्त)の投票介助については、懇切丁寧に定められている。

・ 介助が必要な有権者は、係員に申し出て、自分の選んだ介護者を投票所に同行させることができる [46(1)]。

・ 自分で投票用紙に記入できない者は、係員または自分の指定する者に記入を代行させることができる [46(2)]。

・ 選管は、盲人、障害者、高齢者、妊婦などのため、他の必要な投票介助をする [46(3)]。



■投票用紙 比例制(部分)





■キルティプル投票所／正面掲示（党シンボルマークの横に逆卍印をつける）

【参照】大阪府選挙管理委員会の投票案内

投票所への入場など

投票所には、付添人や介助人、お子さまも一緒に入ることができます。(……)  
スロープがない場合は係員が介助しますので、お気軽にお申し出ください。投票にあたって手話通訳を必要とされる方は、事前に市区町村選挙管理委員会までご相談ください。(……)

## 2 点字による投票

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。(……)

## 3 代理投票

病気やけがなどで字が書けない方は、係員が補助者として投票を記載する代理投票の制度があります。(……)

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/senkan/seido/seido-02touhyou.html>)

谷川昌幸(C)

2014/01/23 19:47

カテゴリー: [選挙](#)

タグ: [制憲議会選挙](#)

## ケネディ大使，ジュゴン保護を！

ケネディ大使のイルカ漁非難は、先述のように政治戦略に基づく発言であり、それ以上の正当な根拠は見あたらない。

もしイルカに限らず動物が保護されるべきなら、それは、不殺生倫理によるか、さもなければ人間のための自然保護を根拠とすべきである。ケネディ大使は不

殺生倫理の立場はおとりではないはずなので、とすれば、当然、自然保護を非難の根拠とされるべきである。

これはキリスト教の教えにも合致している。聖書は、人間と他の被造物を峻別する。人間は他の被造物すべてを支配し利用する権利を神により与えられ、その限りで他の被造物を保護する。動物保護の根拠は「人道性」ではなく、人間による自然の有効利用にほかならない。

たとえば、パンダを殺して食べるのを禁止するのは、パンダの「知能が高い」からでも「かわいい」からでもない。もしパンダ猟を禁止しなければ、すぐパンダが絶滅してしまうからにすぎない。「かしこさ」や「かわいらしさ」が同情を呼ぶとしても、保護の目的は、あくまでも神の創造になる自然秩序を維持し、もって人間生存の神与の目的に資することである。

さて、もしそうだとするなら、ケネディ大使が率先して反対の声を上げ、本国政府に申し入れるべきは、沖縄のジュゴン保護である。

いま沖縄では、米軍が日本政府と協力し名護市辺野古の近海を埋め立て、広大な軍事基地をつくろうとしている。もしこれが強行されれば、ジュゴンはむろんのこと、他の多くの貴重な動植物が死滅の危機に瀕する。

神の前での宣誓を慣行とされる国の大使として、ケネディ閣下は、本国政府に対し、ただちに辺野古基地建設の中止を進言されるべきであろう。

また、イルカやクジラの捕獲反対を叫ぶ動物愛護団体に対しては、いまこそ辺野古に結集し、基地建設反対に立ち上がれと檄を飛ばされるべきであろう。

これは、けっして過激な極論ではない。すでに N・チョムスキー、M・ムーア、J・ダワー各氏をはじめ、内外の多くの人々が、辺野古米軍基地建設反対、ジュゴンを守れ、と世界に向け訴えかけている。ケネディ大使にも、ぜひ、この平和の訴えへの支援をお願いしたい。





■美しい辺野古の海(Google)

【参照】

● **International Scholars, Peace Advocates and Artists Condemn Agreement to Build New U.S. Marine Base in Okinawa**

(.....) the US and Japanese governments planned to close Futenma Marine Air Base in the middle of Ginowan City and move its functions to a new base to be constructed at Henoko, a site of extraordinary bio-diversity and home to the endangered marine mammal dugong. (.....)

We support the people of Okinawa in their non-violent struggle for peace, dignity, human rights and protection of the environment. The Henoko marine base project must be canceled and Futenma returned forthwith to the people of Okinawa.

January 2014

Noam Chomsky, John W. Dower, Michael Moore, Oliver Stone, et. al.

世界の識者と文化人による、沖縄の海兵隊基地建設にむけての合意への非難声明

辺野古は稀に見る生物多様性を抱え、絶滅の危機にある海洋哺乳動物、ジュゴンが棲息する地域です。……

私たちは、沖縄の人々による平和と尊厳、人権と環境保護のための非暴力のたたかいを支持します。辺野古の海兵隊基地建設は中止すべきであり、普天間は沖縄の人々に直ちに返すべきです。

2014年1月

ノーム・チョムスキー, ジョン・W・ダワー, マイケル・ムーア, オリバー・ストーンほか

(<http://peacephilosophy.blogspot.ca/2014/01/international-scholars-peace-advocates.html>)

● **Defense Bureau keeps information on dugongs from the public** [Editorial, Ryukyu Shimpo, Sep.24, 2013]

Three times in the past, the International Union for Conservation of Nature (IUCN) has recommended action to save the dugongs. That Japan and the United States

continue to ignore this recommendation is sinful in the extreme.....

That they are prepared to cause damage to the sea in order to build a military base is contrary to the global trend of strengthening environmental protection policies. Government officials should feel pangs of conscience for what they are doing to the sea, which is so valuable and rich in biodiversity.

ジュゴン情報非公表 普天間撤去は逆転の発想で (琉球新報社説 2013-9-24)

辺野古埋め立てに関しては、国際自然保護連合 (IUCN) も過去に3度、ジュゴンの保護を勧告している。日米が勧告を事実上無視し続けていることは罪深い。……

海を破壊し軍事施設を建設するという発想自体が、環境保護政策の強化を求める世界潮流に逆行している。政府当局者は、生物多様性に富んだ貴重な海を痛めつけることの罪悪を自覚すべきだ。

(<http://english.ryukyushimpo.jp/2013/10/05/11911/>)

(<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-212912-storytopic-11.html>)

谷川昌幸(C)

2014/01/22 17:06

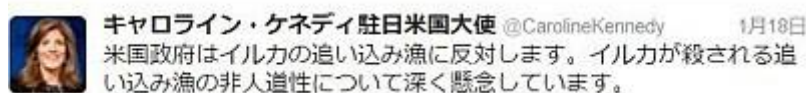
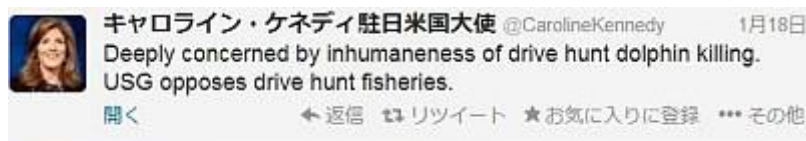
カテゴリー: [軍事](#), [平和](#)

タグ: [イルカ](#), [ジュゴン](#), [米軍基地](#), [聖書](#), [自然保護](#), [被造物](#), [辺野古](#), [Kennedy](#), [Noam Chomsky](#), [沖縄](#), [不殺生](#)

## イルカ漁非難，その反キリスト教的含意と政治的戦略性

### 1. ケネディ大使のイルカ漁批判

ケネディ駐日大使が、イルカ追い込み漁の「非人道性(inhumaneness)」を、ツイッターで非難した。



この発言自体は、「人間」と「非人間」の区別さえしない、お粗末きわまりない感情的非難であり、聖書の教えにすら反する単なる言いがかりにしかすぎない。

それにしても、いったい誰が、いつ、何の目的で、”human”に“e”をつけ、”humane”とし、ご都合主義的にごまかす巧妙な詐術を考えついたのだろう。

われわれ日本人は、はるかに論理的な日本語を使う民族であり、こんないい加減なアメリカ語に卑屈に屈服すべきいわれは、みじんもない。

だが、そこは老獪なアメリカ、そんなことは十分わかった上で、長期的観点から戦略を立て、日本にたいし、この文化的非難攻撃を仕掛けていとみるべきだ。

だから、いくら腹が立とうが、感情的に反発しては負け、アメリカ以上の戦略を立て、冷静かつ論理的に、このケネディ大使発言に断固反論し、世界社会の共感を勝ち取っていくべきであろう。

## 2. 二枚舌の戦術と戦略

アングロサクソンは、政治的能力に長けた民族。短期的戦術と長期的戦略を組合せ、二枚舌を巧妙に使い分け、目標を達成する。単線化、単純化しやすい非政治的民族日本人より、はるかに懐が深いといってよい。

たとえば、ヨーロッパの片田舎の不合理で不便な英語を数百年以上かけ「世界共通語」にしたし、敗戦日本には食パン学校給食を強制し、米作中心の日本農業を衰退させた。コンピューターでも、初期段階で、優秀な日本製基本ソフトを政治的圧力により開発継続断念に追い込み、出来の悪かったアメリカ製を普及させ、その結果、いまや日本はアメリカの電腦植民地。そのうち、日本語そのものが、「不公正な貿易障壁」とみなされ、攻撃され、アメリカ語の公用語化を強要されるであろう。（英語帝国主義への屈服の見本が「美しい国」の安倍首相）。

ケネディ大使のイルカ漁「非人道性」攻撃は、この文脈で見なければならない。

## 3. 「動物の平等権」の侵害

米大使のイルカ漁批判は、言い方を変えれば、米国における牛の近代的・合理的・科学的な屠殺は「人道的」であるのに対し、日本におけるイルカの伝統的・文化的な追い込み漁は「非人道的」だ、ということだろう。なぜか？ それは、おそらく牛はバカだが、イルカは知能が高く人間に近いから、ということだろう。

私は、小学生の頃、牛部屋の隣で寝起きし、毎日のように牛の世話をしていた。だから、たぶんケネディ大使より、牛には詳しいはずだ。私にとって、牛はたいへん賢く、忍耐強く、平和愛好的で、「女神」のように優しくかった。イルカと暮らしたことはないが、おそらく牛は、イルカと同等かそれ以上に賢いといってよいであろう。

しかし、たとえ百歩譲って牛がイルカより少々知的能力が劣るとしても、それをもって牛（や他の動物たち）とイルカを差別するのは、「動物の平等権」の

侵害だ。人間の都合で、動物と動物を差別するのは、不当、不公平であり、許されない。

#### 4. 生命の尊厳と「人道的」屠殺

これは自明のことであり、アメリカもそんなことは十分わかっている。それにもかかわらず、イルカ漁を非難するのは、別の目的があるからに他ならない。一般化していえば、近代的・合理的・科学的に——つまり経済活動の一環として——「人道的」に殺害できる動物は、殺して食ってもよいから、大いに食べ!ということ。要するに、アメリカン・ビーフを食べ、ということだ。

敗戦のドサクサに紛れ、日本にパン食文化を押しつけ、日本を米国産小麦粉の大市場にしたように、日本人にもっと牛を食わせ、米産牛肉の市場を拡大するのが、米戦略なのだ。

しかも、米国において牛は「人道的」に屠殺され、その現場は可能な限り市民生活から隔離されている。私たちは、牛（や他の動物）がこのように「人道的」に殺されれば殺されるほど、私たち自身が彼らの「生命」を食べて生きていることを忘れてしまうのである。

これが、意識されてはいないだろうが、実際には、動物愛護運動の隠された目的のひとつだ。いや、それが言い過ぎだとするなら、少なくともその善意は金儲けのために巧妙に利用されているといってもよいであろう。

#### 5. 南アジアもターゲットか？

しかも、狙われているのは、日本だけではあるまい。日本以上のターゲットは、おそらく南アジアの巨大なヒンドゥー教文化圏であろう。

むろん、この地域には、仏教やジャイナ教などの不殺生の幅広い強力な伝統があり、牛を殺して食うことはタブー。しかし、たとえそうであっても、「死」や「(殺すための)暴力」が、こうして、まるで存在しないかのように、きれいに隠されてしまえば、目にするのは単なる食品の一つとしてのパックされた「ビーフ」にすぎなくなる。そうなれば、ヒンドゥー教徒にとっても、牛肉への敷居は、おそらく低くなるであろう。それは商品としてのパック食品であり、したがって消費さて当然ということ。

しかと確かめたわけではないが、ネパールでは、すでに「ビーフ」は日常的に消費される食品の一つとなりつつあるという。

南アジアは、巨大な人口を擁し、なお急増しつつある。その南アジアに、もし牛肉食文化を受け入れさせれば、アメリカや他の牛肉生産国は、巨大なマーケ

ットを手にするわけだ。牽強付会？ そうかどうか、あと数十年もすれば、わかるであろう。

他の論点については、下記記事をご参照ください。

#### 【参照】

- ▼ [動物の「人道的」供犠：動物愛護の偽善と倒錯](#)
- ▼ [動物供犠祭への政治介入：動物権利擁護派の偽善性](#)
- ▼ [インドラ祭と動物供犠と政教分離](#)
- ▼ [毛沢東主義 v s キリスト教 v s ヒンズー教](#)
- ▼ [中国援助ダムに沈黙の NGO とマオイスト](#)

谷川昌幸(C)

2014/01/20 14:16

カテゴリ: [外交](#), [宗教](#), [文化](#), [歴史](#), [民族](#)

タグ: [イルカ](#), [キリスト教](#), [パン給食](#), [ヒンドゥー教](#), [牛](#), [英語帝国主義](#), [Kennedy](#), [創世記](#), [動物愛護](#), [不殺生](#), [人道](#)

## 特別秘密保護法と一老人の繰り言

講演会「希代の悪法『秘密保護法』を許さない」に行ってきた。

### 「戦争は『秘密』から始まる 希代の悪法『秘密保護法』を許さない」

#### ▼ 講演

羽柴修氏（弁護士、弁護士 9 条の会事務局長）「戦争は『秘密』から始まる」

鳥越俊太郎氏（ジャーナリスト）[「希代の悪法『秘密保護法』を許さない」](#)

#### ▼ 対談

羽柴修氏×鳥越俊太郎氏

司会：小山乃里子氏（ラジオパーソナリティー、元神戸市市議会議員）

- ・ 日時 2013 年 1 月 18 日（土）14:00～16:10
- ・ 場所 神戸文化ホール（神戸市中央区）
- ・ 主催 NHK 問題を考える会（兵庫）

---

主催団体のことはまったく知らない。講師や司会者も、お名前を聞いたことがあるくらいのこと。テーマが堅く、しかも入場料千円なので、参加者は少ないだろうと考え会場に行ったら、何と場外にまで長蛇の列、入場者約 1000 人、あぶれ入れなかった人、数百人以上という。もう少し遅かったら入場できなかっただろう。これには驚いた。

講演と対談はたいへん分かりやすく、問題点もよく理解できた。よい集会であった。

それはそうとして、一つ気になったのが、参加者の一様性。土曜午後というのに、ホールを埋め尽くしたのは老人ばかり、青年層はほとんどいない。これにもまた驚いた。いや、正直に言うと、こちらの方が驚きは大きかった。

いうまでもないことだが、現在の危険な右傾化に、若い世代の責任はない。現在の社会や政治は、戦中派や戦後第一世代の人々が作り出したものだ。

未曾有の敗戦の悲惨を背に、彼らは豊かな生活を夢み、「働き蜂」となり、あるいは「社畜」としてがむしゃらに働いてきた。その結果、物質的な豊かさをそこそこ手にし、そこで生産活動・経済活動の現役から引退し、「老後」生活に入った。しかし、遠からず訪れる死を前に自分の人生を振り返り、あるいは周囲を見回すと、その光景はあまりにも貧しく、殺伐としていることに気付き始めた。

こんなはずではなかった。これで終わりたくはない。老人の多くは、そう考え、失われた時を取り戻そうと焦り、いま、あちこちで意地汚く遊び始めた。駅や空港に行ってみよ。物見遊山旅行の老人どもでいっぱいだ。小綺麗なレストランをのぞいてみよ。老人どもが、小賢しい蘊蓄を垂れ流し、美食をつついている。喫茶店もそうだ。孤独な老人どもが三々五々集まり、ぐだぐだ世間話をし、何とか社交の喜びを手にしてみたいとあがいている。先は短い。何をしても手遅れ、面白いはずはない。焦れば焦るほど惨めになるだけだ。老醜に気づかないのが老人、自業自得なのだ。

これに比べ、「特別秘密保護法」反対集会などへの老人の参加は、すべてとはいわないが、多くの場合、もう少し屈折している。かつて自分たちが多少なりとも権力と闘ったことへのノスタルジー。ただし、惨めに敗北し、その結果、現在があることは、都合よく忘れている。

老人は先が短いだから、文字通り生命を賭して前線に出て闘えばよいのに、老齢を理由に自分では大して闘わず、その代わり「いまの若者は自分の目先のことにしか関心がなく政治意識が低い」とか「こんな若者ばかりでは日本の将来が心配だ」などといって、都合よく責任転嫁し、自己満足にふけている。

失われし時を求め遊び呆ける老人と、懐旧にふけり現在と若者に悲憤慷慨する老人。そして、その老人どもにおしみなく経済的支援と精神的慰謝を恵み続けている若者たち。いつの時代にあっても若者は美しく、老人は醜い。老人がい



くらあがこうが、未来は若者たちのものだ。死に行く老人にはどうしようもない。

谷川昌幸(C)

2014/01/19 19:05

カテゴリ: [情報 IT](#), [人権](#)

タグ: [特別秘密保護法](#), [結果責任](#), [世代論](#)

## 制憲議会選挙 2013(31) : 被選挙権

「制憲議会議員選挙令 2070」は、被選挙権(立候補者資格)について以下のよう  
に定めている。

### ●被選挙権者(立候補者資格)

- ・ネパール国民 [第 18 条(a)]
- ・満 25 歳以上 [18(b)]
- ・背徳的犯罪 (नौतिक पतन देखिने फौजदारी कसूर) で有罪判決を受けていない者 [18(c)]
- ・公金から報酬を得る職 (選挙等で選任される政治的な職を除く) に就いていない者 [18(d)]

### ●立候補者欠格要件

- ・有権者名簿 (मतदाता नामावली) に名前が記載されていない者 [第 19 条(a)]
- ・ネパール政府または政府関係組織の現職職員 [19(b)]
- ・選挙違反罪により受けた刑罰の満了後 2 年未満の者 [19(c)]
- ・汚職, レイプ, 人身売買, 麻薬取引, 金銭洗浄およびパスポート悪用の罪で有罪が確定した者 [19(d)]
- ・殺人事件に関する裁判で終身刑 (जन्मकौद) が確定した者 [19(e)]
- ・故意に負債不履行となりブラックリストに掲載されている者 [19(f)]
- ・精神障害者 [19(g)]

ここに規定されている被選挙権者 (立候補者) の資格要件は、かなり厳しいと  
いってよいであろう。事実、選管は 11 月 6 日、この規定により、マオイストの  
比例制立候補者 2 名の立候補を取り消した。一人は殺人罪で有罪判決を受けて  
いたためであり、もう一人は公金報酬付き公職に就いていたためである。また、  
他に汚職で 4 人が欠格とされている。

2014/01/18 19:45

カテゴリー: [選挙](#)

タグ: [被選挙権](#), [制憲議会](#)

## **制憲議会選挙 2013(30)：制憲議会議員選挙令 2070 年**

制憲議会選挙は、「制憲議会議員選挙令 2070 年」に則り実施された。先述のように、ネパールの現在の最高意思決定機関は、事実上、「高等政治委員会 (HLPC)」なので、この選挙も、HLPC の監督の下に、レグミ選挙管理内閣が実施したといってもよいだろう。

### **1. 「11 項目合意」と HLPC の設置**

旧議会の 4 大勢力、マオイスト、コンGRES 党、統一共産党、統一マデシ戦線は 2013 年 3 月 13 日、「11 項目合意」を締結し、(1)選挙管理内閣の構成、権能、および任期、(2)高等政治委員会 (HLPC) の構成と権能、(3)制憲議会の議員定数と任期、などを取り決めた。いずれも立法、行政、司法の根本に関わる規定であり、見方によれば、暫定憲法よりも上位の、事実上の暫定国家根本法といってもよいだろう。

この「合意」により、HLPC には「政府を支援する」広範な権限が付与され、制憲議会選挙も HLPC が指導する選挙管理内閣により実施されることになった。HLPC の初代委員長は旧制憲議会の最大政党であったマオイストのプラチャンダ議長 (2013 年 3 月 16 日より 1 か月)。

### **2. 「11 項目合意」における制憲議会選挙実施要領**

「11 項目合意」は、制憲議会選挙について、以下のように取り決めた。

- (1)制憲議会選挙は、2013 年 6 月 21 日までに実施する。もしそれまでに実施できない場合は、選挙実施を 12 月 15 日まで延期することができる。
- (2)制憲議会議員定数：491 (小選挙区制 240, 比例制 240, 内閣指名 11)。議会は、すべての社会諸集団 (女性, ダリット, 被抑圧カースト/共同体, 先住民民族, 後進集団, マデシ, 農民, 労働者) の比例代表となるようにする。
- (3)制憲議会は、憲法制定完了まで、立法議会の権能を持つ。
- (4)投票権は 18 歳以上のネパール国民。
- (5)この合意に基づき、選挙管理委員会は、選挙を準備し実施する。

### **3. 「制憲議会議員選挙令」の制定と改正**

高等政治委員会 (HLPC) の指導する選挙管理内閣の下で制憲議会選挙が実施

されることが決まると、NK・ウプレティ選挙管理委員長は「制憲議会議員選挙令(案)」を作成し、政府に提出した。

この選管案は、基本的には「11項目合意」に沿ったものだが、それに加え(1)比例制においては得票率1%以下の政党には議席を配分しない、(2)立候補者の資産公開、の2項目も追加されていた。

このうち、比例制得票率1%以下切り捨ては、コングレスや統一共産党は賛成したが、他党は小政党軽視だとして激しく反発した。また、もう一つの立候補者の資産公開も、なぜか(?)不評。

結局、3月の「11項目合意」で約束された6月選挙実施は不可能となり、政府は6月19日、上記2項目を削除した「制憲議会議員選挙令」を制定し、11月19日を選挙実施日と発表した。これに合わせて暫定憲法も改正された(改正後の法文未確認)。

しかし、その後もHLPCの指導するレグミ内閣の下での選挙への反発は強く、8月15日には連邦民主戦線(ウペンドラ・ヤダブ議長)の要求に譲歩し、HLPCは比例制(PR)議席を増員し335とすることを認めた。さらに9月6になると、HLPCは今度は連邦社会党(アショク・ライ議長)の要求に譲歩し、内閣指名を26に増員し、議席総定数を以前とまったく同じの601議席に戻すことにした。いずれも、マデシや他の少数派諸集団への譲歩。包摂参加が大義名分だが、交渉過程、特に議席配分については、まったくもって不透明といわざるをえない。

こうして9月17日、レグミ選管内閣は、HLPCの決定に基づき、暫定憲法と「制憲議会議員選挙令」を改正し、11月19日に選挙を実施することを正式に決定したのである(改正後のいずれの法文も未確認)。

#### 4. 制憲議会議員選挙令 2070年

制憲議会選挙は、この議員定数601に戻した「暫定憲法」と「制憲議会議員選挙令 2070年」に則り実施されたはずだが、いずれも日本ではまだ入手困難である。憲法も含め、あまりにも改変が頻繁なため、最高裁や選管、あるいは弁護士会なども、最新の法令のHP掲載が間に合わないらしい。

そこで、以下では、選管と弁護士会が掲載している6月19日制定の「制憲議会議員選挙令 2070年」を使用し、その規定の特質をみていくことにする。9月17日の改正は、議員定数の変更だけと思われるので、他の部分については、改正前のものを使用しても問題はないであろう。(もし定数以外の変更改があれば、後日、訂正する。)

●संविधन सभा सदस्य निर्वाचन अध्यादेश, २०७० (Election Commission HP)

●Ordinance on Election of Members of Constituent Assembly 2070 (Nepal Law Society, June 25, 2013)

谷川昌幸(C)

2014/01/15 23:05

カテゴリー: [選挙](#), [憲法](#), [民主主義](#)

タグ: [制憲議会](#), [包摂参加](#), [比例制](#)

## 必見！ 放医研啓発ビデオ

放射線医学総合研究所(放医研)の啓発ビデオを観た。スゴイ！ 全国民、いや全世界人民必見の傑作だ。

### ▼[放射線の知識と教養](#)

[放射線の知識と教養 一般向け\(6分01秒\)](#)

[ぼくはほうしゃせん 児童向け \(字幕なし\) \(2分51秒\)](#)

[ぼくはほうしゃせん 児童向け \(字幕付き\) \(2分51秒\)](#)

朝日新聞「放医研の啓発ビデオ，内容スカスカ 2890万円返還」(2013年10月23日)によれば，放医研は1時間番組を業者に発注したが納入作品は12分。これを会計検査院に指摘され，放医研は2890万円を文科省に返金したという。もし会計検査院の指摘がなければ，「内容スカスカ」啓発ビデオで血税丸損となっていたであろう。業者丸儲けの方がどうなったかは，不明。

### 1. 産総研「事故防止動画」批判

このトンデモ啓発ビデオのことを知ったのは，実は，今日の日経新聞(ネット版)記事によってである。

▼[鶴野充茂「100本作って反応なし! お粗末「子ども事故防止」サイト」日経ビジネス 2014年1月10日](#)

日経は，シビアな金儲けが専門だから，中立と良心の一般紙よりも分析が客観的で鋭いときが少なくない。この鶴野氏の記事もその一例。

記事によれば，産業技術総合研究所(産総研)が幼児事故防止動画100本を制作しネット公開したが，「あまりにもお粗末すぎて涙が出」たという。「1本目で唾然とし、2本目で落胆し、3本目でそれ以上見る意味を見いだせなくなったのです。」

### ▼[キッズデザインの輪](#)

たしかに、これはヒドイ。あまりに出来が悪く、いかに子供が心配でも、観る気にはならない。



■産総研動画 家庭内事故事例

## 2. 放医研「啓発ビデオ」批判

そして、これを受け、もう一つの事例として鶴野氏が紹介しているのが、上述の朝日記事「放医研の啓発ビデオ」だ。

「国内の IT 現場ははるかに進んでいるのに、啓発する側の意識が遅れすぎていて、まったく活かせていない。……記事のタイトル（放医研の啓発ビデオ、内容スカスカ）も刺激的ですが、中身を見れば、さらに衝撃的です。／ 確かに内容はスカスカ。この動画 1 つをとって見ても、動画で言っていることは、「放射線は昔から身の回りにある」「医療などにも使われている」くらいのことしかありません。6分も使った動画にする意味も価値もないのです。」

放射線の知識と教養 一般向け



ぼくはほうしゃせん。児童向け(字幕付き)



■放医研ビデオ 一般向け／児童向け

## 3. 日経リアリズム

要するに、放医研啓発ビデオは、あまりにもお粗末で毒にも薬にもならないということ、逆に言えば、国民啓発は多少危険でも薬効のあるものにせよ、ということだ。鶴野氏はこう主張されている。

「啓発で効果の期待できるものとは、興味のある人の理解を深めてもらうものではなくて、興味のない人にも興味を持ってもらい、さらに行動を促すことのできるものです。寝ている子も起こす力が必要なんです。」

これこそ、まさしく日経リアリズム。原発については、日経は反対ではあるまい。鶴野氏ご自身のお立場はよく分からないが、この文脈での発言から見る限り、おそらく原発についても反対ではあるまい。この文脈で「寝た子を起こす」ような魅力的な啓発を主張されるのは、国民を正しく啓蒙すれば、必ずや放射線について、ひいては原発推進への理解が得られるという趣旨であろう。(目的は何であれ、啓発の効果だけを問題にされている可能性もあるにはあるが。)

#### 4. リアリストとの対決

反原発派にとって、最も手強い論敵は、日経のような本物の確信的リアリストである。反原発派は、このような論敵と真正面から対峙する一方、その論敵からすらも批判されている「放医研啓発ビデオ」のたぐいはツイッターやフェイスブックで広く拡散し、もって日本の政官財界の「文化レベル」「知的レベル」を世界に知らしめ、そのような国で原発多数を稼働させることの危険性を世界に訴えかけるべきであろう。

谷川昌幸(C)

2014/01/10 18:18

カテゴリ: [情報IT](#)

タグ: [リアリズム](#), [原発](#), [啓発](#), [啓蒙](#), [放医研](#), [放射線](#)

## 制憲議会選挙(29)：政治的混乱と妥協の下での選挙

今回の制憲議会選挙が政治的混乱と妥協の下で行われ、正統性が十分には確保されていないことは、残念ながら誰しも認めざるをえないであろう。主要な国家機関の状況は、以下の通り。

- **元首**：ラムバラシ・ヤダブ大統領( कांग्रेस党)
- **立法**：制憲議会=立法議会は2012年5月27日解散、以後議会なし。
- **行政**：大臣会議(選挙管理内閣)。議長(首相)はキルラジ・レグミ最高裁長官(2013年3月14日~現在)。
- **司法**：最高裁判所。レグミ長官は最高裁長官としての職務停止。長官代理判事が職務代行。
- **高等政治委員会(High Level Political Committee)**：主要4党の「11項目合意」



(3月13日)により2013年3月16日設立。委員8名。委員長ポストはマオイスト、 कांग्रेस, 統一共産党, 統一民主マデシ戦線の1月交代回り持ち。このように、議会は2012年5月27日解散し、以後、存在しない。内閣も、バブラム・バタライ首相の辞任(2013年3月13日)以後、正式なもの存在せず、レグミ最高裁長官を議長とする大臣会議が、選挙管理内閣として行政権を担当してきたにすぎない。一方、最高裁は、長官がいわば「出向中」で、職務は長官代理が代行している。「出向中」の長官と長官代理は、一応、区別されているとはいうものの、誰がみても不自然であり、当然ながら、行政・司法一体の非民主的体制と何かにつけ批判されている。

議会解散以降のネパールには、国家権力を正統かつ効果的に行使しうる機関は存在しなかった、とあってよいだろう。

この状況において、最終的な意思決定をしてきたのは、おそらく「高等政治委員会(HLPC)」であろう。しかし、HLPCは、旧制憲議会の4大勢力(マオイスト、 कांग्रेस, 統一共産党, 統一民主マデシ戦線)の、いわば「談合」により設置された機関であり、委員長は各党の1月交替回り持ちだ。こんな有様では、HLPCも国家意思の責任ある最終決定機関とは到底いえはしない。むしろ、4大政治勢力の不透明で不安定で無責任な談合組織といった方がよいかもしれない。

今回の制憲議会選挙は、実際には、このような混沌とした政治状況の下で行われた。形式的にはともかく、実質的には、選挙制度変更や候補者・当選者選考に見られるように、選挙に不透明な部分が多いのはそのためである。



■投票所。壁には「銃持込禁止」ビラ貼付(キルティプル)

谷川昌幸(C)

2014/01/09 18:58

カテゴリ: [選挙](#), [行政](#), [議会](#), [司法](#)

タグ: [レグミ議長](#), [高等政治委員会](#), [High Level Political Committee](#), [制憲議会](#), [権力分立](#), [正統性](#)

## 制憲議会選挙 2013(28) : 反対投票の権利

制憲議会選挙では、バイダ派 (CPN-M)を中心とする 33 党連合が、選挙実施に反対する一方、次善の策として、「反対投票(negative voting)」を認めよ、と要求していた。選挙に出ている政党や候補者に対し、「反対」の票を投ずる権利だ。この「反対投票」の要求は、結局、拒否され、33 党連合は選挙拒否に回った。

### 1. ネパール最高裁「反対投票」実施命令

ところが、この「反対投票」問題は、NGO「反テロ・反汚職キャンペーン」が最高裁に「公益訴訟」の形で訴え、その判決が1月5日、下された。

原告 NGO は、「反対投票」を認めない現行選挙制度は、暫定憲法前文、公民権法、世界人権宣言第 19 条・21 条(3)、市民的及び政治的権利に関する国際規約第 1 条に反する。それゆえ現行制度を改正し、反対投票を認めるべきだ、と訴えた。

この訴えに対し、最高裁 (K・シュレスタ判事, P・ワスティ判事) は、反対投票の権利を認める判決を下した。報道によれば、判決要旨は下記の通り (Himalayan Times & Nepalnews.com,5 Jan)。

現行選挙制度では、有権者は「最悪の候補者の中から一番ましな者」を選択することしかできない場合がある。「反対投票」制度を採用すれば、有権者は、立候補者全員か、あるいは特定の候補者のいずれかに対し、「反対」の意思表示ができる。

「反対投票」は有権者の権利であり、これにより有権者は腐敗やテロの防止の観点から、好ましくない立候補者の当選を防止できる。政府・選管は、次の選挙(国政・地方)から、反対投票を実施すべきである。

これは原告 NGO の全面勝訴だ。しかも、この判決は NK・ウプレティ選管委員長にも歓迎された。彼は、選挙法を改正し、「反対投票」を採用したいと語っている。



#### ■ネパール最高裁／選挙管理委員会

### 2. インド最高裁「反対投票」実施命令

「反対投票」は、すでにかかなりの国で、何らかの形で採用されている：米（ネバダ州）、仏、ベルギー、スウェーデン、スペイン、フィンランド、ギリシャ、ブラジル、チリ、ウクライナ、コロンビア、バングラデッシュなど。（日本でも議論が始まっている。）そして、それに加えて、ネパール最高裁判決に大きな影響を与えたのが、インド最高裁の「反対投票」実施命令判決である。

インド最高裁は9月27日、選挙管理委員会に対し、「反対投票」の採用を命令した。判決によれば、立候補者を拒否する権利は言論・表現の自由の一部であり、またこの「反対投票」は有権者の政治参加意欲を高めることにもなる。

「民主主義の生存には、適切な国政を担う最善の人々を選ぶことが不可欠だ。」

「多くの有権者が NOTA（None Of The Above 投票すべき候補者なし）に投票すれば、それは政党に対し、よりよい候補者を選択させる圧力になる。反対投票は選挙を制度的・体系的に変えていくだろう。」（Times of India & The Hindu, 27 Sep,2013）

このインド最高裁判決を、ネパール最高裁判決はほぼ踏襲している。



#### ■インド最高裁

### 3. 「反対投票」の危険性

しかし、繰り返し述べてきたように、ネパールの選挙制度は、現行でも極めて複雑であり、莫大な金と時間を消費する。現行制度でも運用し切れてはいない。それなのに、さらに複雑な制度を追加しようとする。なぜか？

大義名分は、もちろん人々の多様な意見の正確な代表。しかも、最新ピカピカだから、導入への援助も期待できる。腐敗した政党や政治家は困るかもしれないが、それをのぞけば、誰も損はしない。

が、そんな虫のいい話は絶対にない。「反対投票」を追加すれば、選挙にますます金と時間がかかり、選挙破産となりかねない。外国が無際限に援助してくれるればよいが、それは期待できないし、そもそも時間の援助は無理だ。

そして、もっと根本的な問題は、「反対投票」だから、当然、選挙は対抗相手を蹴落とすための運動に傾き、罵詈雑言、ヘイトスピーチのたぐいが激化する。しかも、ネパールはいま包摂参加・アイデンティティ政治バンザイの世相だ。これで社会が分解しなければ、奇跡といわざるをえない。

むろん、ネパールはまだ共同体的秩序が健在であり、すぐには社会分解とはならないだろうが、新製品には初期不良がつきもの、欧米諸国や日本に十分習熟運転させてから慎重に取り入れても遅くはあるまい。

谷川昌幸(C)

2014/01/07 17:16

カテゴリー: [インド](#), [選挙](#), [民主主義](#)

タグ: [アイデンティティ政治](#), [ヘイトスピーチ](#), [negative voting](#), [公益訴訟](#), [制憲議会](#), [反対投票](#)

## 制憲議会選挙 2013 (27) : コネとエゴの比例制

制憲議会選挙は 2013 年 11 月 19 日投票が行われ、小選挙区制 240 議席はほぼ確定したが、比例制 335 議席、内閣指名制 26 議席は、まだ未確定。

制憲議会は、比例制選出議員確定後 21 日以内に招集される。そして、そこで選出された新内閣が内閣指名制の 26 議員を指名し、これにより全 601 議員が確定、正式の制憲議会発足となる。先は長い。

### 1. 比例制の理念と現実

選挙後、議会発足までにこれほど時間がかかり混乱するのは、いうまでもなくネパールの比例制に制度的な欠陥があるからである。

比例制 (PR=Proportional Representation) は、小選挙区制 (FPTP=First-Past-The-Post) の欠陥を補うものとして、多くの国で、それと併用されてきた。周知のように、小選挙区制では、相対的多数得票者だけが当選するから、大政党に有利であり、小政党が当選者を出すことは困難である。立候補者が多ければ、たとえば 30%位の得票率でも当選可能であり、この場合、残りの 70%位はいわゆる「死票」となってしまう。ネパールでも、これを非民主的と考え、死票を減らし、**多様な民意を正しく議席に反映させる**ことを目標に、比例制が採用されたのである。

ところが、ネパールの比例制 (PR)は有権者が立候補者に直接投票するのではなく、全国1区の政党への投票である(下図参照)。そのため、有権者の投じる1票とPR議員選出の間には、多段階の複雑な選考過程が介在する。そして、その選考過程は、あまりにも当然な成り行きだが、実際には不透明な交渉の場、政界ボスたちの格好の草刈り場となってしまっている。



■比例制投票用紙(見本)

## 2. 当選者名簿作成の難航

比例制の開票はすでに完了し、各党の獲得議席数も確定している。 कांग्रेस党 (NC)91, 統一共産党 (CPN-UML)84, マオイスト (UCPN-M)54, 国民民主党ネパール (RPP-N)24, マデシ権利フォーラム民主 (MJF-L)10, 国民民主党 (RPP)10, マデシ権利フォーラム (MJF)8, タライ・マデシ民主党 (TMDP)7, サドバーバナ党5, ネパール共産党 ML (CPN-NL)5, 連邦社会党 (FSP)5, 他32。

このように各党のPR獲得議席数は確定しているにもかかわらず、各党とも当選者名簿の作成が当初の名簿提出期限までにはできなかつた。しかたなく、選管は提出期限を3回延長し、12月30日を最終提出期限とした。それでも各党とももめにもめ、提出は各党とも締切ギリギリであった。しかし、それにもかかわらず、マデシ権利フォーラム (MJF)と連邦社会党は、結局、期限までに名簿を提出できなかつた。といっても、そこはネパール、各党の当選者枠は無効

とはならないし、名簿修正もとりあえず3日間、認められている。(これもまた延長されるのではないか)。というわけで、まだまだ当選者確定とはいかない。

### 3. コングレス党

この間のPR名簿作成過程は、複雑怪奇、混乱の極みといってよい。まず、大勝し第1党となったコングレス党(NC)。PR獲得議席数は91。当初、このPR議席をコイララ派60%、デウバ派40%に山分けすることになっていたが、ポウデル派が猛反発、33%よこせとゴネ始めた。NC議会委員会のPR議員選考基準は、次のようなもの。

- ・党への貢献
- ・党のために払った犠牲
- ・党政策プレゼン能力
- ・党組織指導力
- ・議員としての資質

しかし、こんな基準など、さじ加減でどうにでもなる。たしかに、12月30日時点での人選には首をかしげたくなるものもある。たとえば、

- ・SB. デウバ氏の妻
- ・中央執行委員某氏の妻
- ・GP. コイララの著名な娘某氏
- ・コイララ家の他の3人

このままもめ続けると、NC再分裂といったことにもなりかねない。

### 4. 統一共産党

統一共産党(CPN-UML)も大勝し第2党となったが、PR議員選考をめぐる大混乱。12月28日のPR議席配分案は、以下の通り。

- ・カス・アーリア 27
- ・マデシ 22(男14, 女8)
- ・ジャナジャーティ 25(男12, 女13)

しかし、この選考はコネ、派閥優先であり、ジャナジャーティや人望のある有能な若手多数が外され、地域も偏っているとして、また実業家が党幹部に大金を払い議席を買ったとして、激しい非難攻撃を浴びせられている。

### 5. マオイスト

マオイスト(UCPN-M)は、大敗し第3党、PRは54議席にとどまった。この敗北責任問題もあり、PR議員選考は難航している。マオイストのPR議員選考基準は以下の通り:

- ・小選挙区候補の選挙応援
- ・党活動実績
- ・有能さ、誠実さ



- ・人民戦争負傷者
- ・重要な党活動における負傷者
- ・闘争中の行方不明者の家族
- ・闘争殉死者の家族
- ・小選挙区落選地域
- ・前制憲議会 PR 選出議員は欠格
- ・公職保有者は欠格

しかし、これらの基準はどのようにでも解釈できる。結局、中央委員会では PR 議員選考ができず、党幹部のプラチャンダ議長、バブラム副議長、NK. シュレスタ副議長、PB.ポウデル書記長の 4 人に白紙委任することになった。中央委員全員が、白紙委任状に署名したというから、みっともないことこの上ない。ところが、白紙委任された幹部 4 人もまた分裂、結局、プラチャンダが、事実上独断で選考し、選管に名簿を提出した。バブラム・バタライと NK.シュレスタの両副議長は不同意。3 日間の名簿訂正期間内に修正するということが、どうなるか、全く不透明。

PR 議員選考をめぐるのは、ダディンで 12 月 31 日、反対派が党事務所に押しかけ、放火した。また、1 月 1 日には、ビルガンジで、プラチャンダ派とバブラム派が衝突、十数名が負傷した。およそ民主主義とは縁遠い。

## 6. RPP-N と MJF-L

もっとスゴイのが、国民民主党ネパール (RPP-N)。PR 議員選考でもめたあげく、結局、反主流派中央委員 20 名が選管に新党「ネパール国民民主党 (NRPP)」の登録を申請し、党は分裂してしまった。また、マデシ権利フォーラム民主 (MJF-L) も、PR 議員選考をめぐる大混乱となり、分裂してしまった。党副議長ら反主流派は 1 月 1 日、ガチャダル議長ら主流派がカネで買収され PR 議員の選考をしたとして、党提出の PR 名簿への異議申し立てを選管に提出した。

RPP-N や MJF-L のような選挙直後の党分裂ともなると、政党へ投票する比例制は、ほとんど意味をなさない。同様の問題は、日本の「みんなの党」分裂についても、ある程度はいえるであろう。

## 7. 簡素で運用可能な選挙制度を

このように見てくると、ネパールの比例制が民意を正しく議会に反映するという主張には、あまり根拠がないことは明らかである。欧米中心の民主化支援は、**包摂参加民主主義の理念**にとらわれ、アイデンティティ諸集団の正確な比例参加のための選挙制度を設計し、その制度通りの選挙を強力に支援した。が、結果は悲惨の一言に尽きる。机上設計の制度はあまりにも精緻・複雑なため、選

挙実施に莫大なカネがかかるばかりか、議員選出過程も実際には不透明なエゴとカネまみれとなってしまったのである。

多文化・多民族のネパールでは包摂参加は避けられないが、制度はもっと簡素で安上がりの、運用可能なものとすべきであろう。簡素・安上がりだと、援助利権もボス利権も少なくなり、民主主義業界には歓迎されないだろうが。

[参照] Republica,28-29 Dec; Himalayan,28-30 Dec; ekantipur, 30-31 Dec.2013,1 Jan,2014

谷川昌幸(C)

2014/01/02 18:43

カテゴリー: [選挙](#), [憲法](#), [民主主義](#)

タグ: [理念と現実](#), [制憲議会](#), [包摂参加](#), [小選挙区制](#), [比例制](#)